

令和7年度 第1回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和7年4月23日（水） 午前9時07分から午前10時05分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

欠	新原 晃憲	出	中塩屋 均	欠	本田 淳子	出	西ノ原 敏男
出	田原 勇	欠	藏ヶ崎 俊光	出	四元 等	欠	上野 輝男
出	大重 勝久	欠	寺下 幸弘	出	堀之内 節子	出	福元 康光
出	川崎 守	欠	有村 隆	出	森園 浩美		
出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	田村 利秋		
欠	徳田 潤一	出	倉田 雪男	出	大園 和幸		

推進委員

出	鶴田 勉	出	垣内 直人	出	福元 里美	出	谷口 芳久
欠	門倉 重秋	出	中牧 龍次	出	細川 健一	出	岩下 広美
出	中尾 明德	出	持増 正	出	矢野 嘉彦	欠	入佐 哲朗
欠	木場 夏芳	出	有馬 研一	出	新地 誠		
出	下久保 雄太	欠	上別府 美由紀	出	松元 渡		
出	折尾 昭弘	出	高田 裕幸	出	永山 智哉		

4 部外者出席

農 政 課	農業振興係	係 長	山下 隆治
		主 査	末次 孝
農地整備課	地籍調査推進室	主幹兼室長	松元 和成
		主幹兼次長	餅原 和郎

5 事務局職員	局 長	宮地 智治
	課 長	出水沢 彰（串良総合支所産業建設課）
	課 長	早稲田 博昭（吾平総合支所産業建設課）
	課 長	福元 和之（輝北総合支所産業建設課）
	次長兼農地係長	松元 敏幸
	主幹兼振興係長	尾崎 直人

主 幹	前迫 篤弘
主 査	中井 龍一
主 査	角野 勝行
主 事	清水 雄世
主 査	鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）
主 査	田中 祥平（吾平総合支所産業建設課）
主 査	久保園 勲（輝北総合支所産業建設課）

6 総会日程 〔議事〕

- ・農用地利用集積等促進計画(案)について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・地籍調査事業に伴う地籍調査推進員の推薦について
- ・令和7年度最適化活動の目標の設定等について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 田原 勇 委員 ・ 大重 勝久 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿 屋 市 農 業 委 員

鹿 屋 市 農 業 委 員

令和7年度 第1回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和7年4月23日（水） 開会 午前9時07分 閉会 午前10時05分

鹿屋市役所7階大会議室

局 長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議 長 ただいまから、令和7年度第1回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 本日の欠席は、新原委員、徳田委員、藏ヶ崎委員、寺下委員、有村委員、本田委員、上野委員の7名です。出席委員数は、14名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお、推進委員の欠席は、門倉委員、木場委員、上別府委員、入佐委員の4名です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議 長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号2番の田原委員と3番の大重委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の清水主事を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第1号につきましては、1頁から50頁です。

今回の促進計画（案）は、始期が令和7年7月1日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が6万131㎡で、畑が23万3千302㎡で、計29万3千433㎡となっています。農地の貸出し者は88人、農地の耕作者となる配分予定者は54人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。また、借り手となる法人も農用地所有適格法人であり、特に問題はないと思われます。詳細につきましては2頁からご覧ください。

まず2頁、1番から7頁の12番までは、設定期間が3年です。

1番、2番は、賃借権で再設定。

次に3頁、3番、4番は、賃借権で新規設定。

次に4頁、5番、6番は、賃借権で再設定。

次に 5 頁、7 番は、賃借権で再設定。8 番は、賃借権で新規設定。

次に 6 頁、9 番、10 番は、賃借権で新規設定。

次に 7 頁、11 番、12 番は、賃借権で新規設定。

次に 8 頁、次の 13 番は、設定期間が 4 年です。13 番は、使用貸借権で新規設定。

次の 14 番から 30 頁の 54 番までは、設定期間が 5 年です。14 番は、賃借権で再設定。

次に 9 頁、15 番は、使用貸借権で再設定。16 番は、賃借権で再設定。

次に 10 頁、17 番は、賃借権で再設定。18 番は、賃借権で新規設定。

次に 11 頁、19 番は、賃借権で新規設定。20 番は、賃借権で再設定。

次に 12 頁、21 番は、賃借権で再設定。22 番は、賃借権で新規設定。

次に 13 頁、23 番は、賃借権で新規設定。24 番は、使用貸借権で再設定。

次に 14 頁、25 番は、使用貸借権で再設定。26 番は、賃借権で新規設定。

次に 15 頁、27 番、28 番は、賃借権で再設定。

次に 16 頁、29 番は、賃借権で再設定。

次に 17 頁、30 番、31 番は、賃借権で再設定。

次に 18 頁、32 番は、使用貸借権で再設定。

次に 19 頁、33 番、34 番は、賃借権で新規設定。

次に 20 頁、35 番は、賃借権で新規設定。36 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 21 頁、37 番は、賃借権で新規設定。

次に 22 頁、38 番、39 番は、賃借権で新規設定。

次に 23 頁、40 番は、賃借権で再設定。41 番は、使用貸借権で再設定。

次に 24 頁、42 番は、賃借権で再設定。43 番は、賃借権で新規設定。

次に 25 頁、44 番は、使用貸借権で新規設定。45 番は、賃借権で新規設定。

次に 26 頁、46 番、47 番は、賃借権で新規設定。

次に 27 頁、48 番は、賃借権で再設定。49 番は、賃借権で新規設定。

次に 28 頁、50 番は、賃借権で新規設定。51 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 29 頁、52 番、53 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 30 頁、54 番は、賃借権で新規設定。

次の 55 番から 50 頁の 94 番までは、設定期間が 10 年です。55 番は、使用貸借権で再設定。

次に 31 頁、56 番、57 番は、使用貸借権で再設定。

次に 32 頁、58 番は、使用貸借権で再設定。59 番は、賃借権で新規設定。

次に 33 頁、60 番、61 番は、賃借権で再設定。

次に 34 頁、62 番、63 番は、賃借権で再設定。

次に 35 頁、64 番、65 番は、賃借権で再設定。

次に 36 頁、66 番、67 番は、賃借権で再設定。

次に 37 頁、68 番、69 番は、賃借権で新規設定。

次に 38 頁、70 番、71 番は、賃借権で新規設定。

次に 39 頁、72 番、73 番は、賃借権で新規設定。

次に 40 頁、74 番、75 番は、賃借権で新規設定。

次に 41 頁、76 番、77 番は、賃借権で新規設定。

次に 42 頁、78 番、79 番は、賃借権で新規設定。

次に 43 頁、80 番、81 番は、賃借権で新規設定。

次に 44 頁、82 番は、賃借権で新規設定。83 番は、使用賃借権で新規設定。

次に 45 頁、84 番は、賃借権で再設定。85 番は、賃借権で新規設定。

次に 46 頁、86 番、87 番は、賃借権で再設定。

次に 47 頁、88 番は、賃借権で新規設定。89 番は、賃借権で再設定。

次に 48 頁、90 番は、使用賃借権で新規設定。91 番は、賃借権で新規設定。

次に 49 頁、92 番、93 番は、賃借権で新規設定。

次に 50 頁、94 番は、賃借権で再設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、1 頁から 50 頁までの 94 件の中間管理権設定について、ご意見はございませんか。

(なし)

ご意見がないようですので、ここでお諮りします。これら 94 件については記載のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見については、提案のとおり決定しました。

次に、51 頁、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾 崎 51 頁については、農地中間管理機構を介しての所有権移転となります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項に基づき、農業委員会の意見を聞く必要があることから、今回提出したものです。

1 番は、東原町の畑が 2 筆で合計面積が 5 千 762 m²です。

2 番は、東原町の畑が 3 筆で合計面積が 6 千 563 m²です。

記載の 2 件については、要件をすべて満たしており、問題ないと判断されます。以上です。

議 長 只今の事務局からの説明について、何かご意見がございませんか。

(なし)

ご意見がないようですので、原案のとおり決定しました。

次に、52 頁、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 2 号につきましては、52 頁から 56 頁です。

今回は、所有権移転が 20 件です。

初めに、52 頁です。

1 番は、畑が 1 筆で 605 m²の売買です。

2 番は、田が 3 筆で 3 千 288 m²の贈与です。

3 番は、畑が 1 筆で 1 千 289 m²の売買です。

4 番は、田が 1 筆で 909 m²の贈与です。

5 番は、田が 1 筆で 798 m²の売買です。

次に、53 頁です。

6 番は、畑が 1 筆で 7 千 859 m²の売買です。

7 番は、畑が 1 筆で 1 千 381 m²の贈与です。

8 番は、田が 1 筆で 2 千 814 m²の売買です。

9 番は、畑が 1 筆で 1 千 373 m²の売買です。

10 番は、畑が 1 筆で 689 m²の売買です。

次に、54 頁です。

11 番は、田が 1 筆で 1 千 030 m²の売買です。

12 番は、田が 1 筆、採草放牧地が 2 筆の計 3 筆で 5 千 499 m²の売買です。

13 番は、畑が 4 筆で 1 万 701 m²の売買です。

14 番は、畑が 2 筆で 2 千 722 m²の贈与です。

次に、55 頁です。

次の 15 番から 56 頁の 20 番までは全て記載のとおりです。

以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、52 頁から 56 頁までの 20 件の許可申請ですが、55 頁の 15 番から 56 頁の 20 番までは調査がなされていますので、55 頁の 15 番から 17 番を田村委員に、18 番から 56 頁の 20 番までを福元里美委員に、報告をお願いします。

田 村 議席番号 17 番の田村です。去る 4 月 15 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、55 頁の 15 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等については、今後、購入することを確認しました。取得する農地では、季節野菜などを作付けするとのことでした。

次に、16 番です。申請者は市外の方で、田 1 筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、水稻を作付けするとのことでした。

次に、17 番です。申請者は市内の方で、知人から畑 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では季節野菜などを作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

福 元 推進委員の福元です。去る 4 月 15 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、55 頁の 18 番です。申請者は市内の方で、親から畑 6 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、里芋、ショウガ、キャベツ、ネギを作付けするとのことでした。

次に、19 番です。申請者は市外の方で、親戚から畑 1 筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等については、親戚から借り受けることを確認できました。取得する農地では、季節野菜を作付けするとのことでした。

次に、20 番です。申請者は市内の方で、畑 4 筆購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では季節野菜を作付けすることでした。以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 20 件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、57 頁、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 3 号につきましては、57 頁です。今回は、1 件です。次の 1 番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、57 頁の 1 件の許可申請ですが、調査がなされていますので、森園委員に、報告をお願いします。

森 園 議席番号 16 番の森園です。去る 4 月 15 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

57 頁の 1 番ですが、申請地は田崎多目的運動公園の南に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、自身が経営する貸家に隣接する申請地を通路及び駐車所として整備し使用していたことから始末書を添付しての申請です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、1 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 1 件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、許可意見を付して県へ進達します。

次に、58 頁、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 4 号につきましては、58 頁から 59 頁です。今回は、6 件です。58 頁をご覧ください。1 番から 59 頁の 6 番は、全て記載のとおりです。以上です。

議長 それでは、調査がなされていますので、58 頁の 1 番と 2 番を森園委員に、3 番から 59 頁の 6 番までを高田委員に、報告をお願いします。

森園 議席番号 16 番の森園です。去る 4 月 15 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

58 頁の 1 番ですが、申請地は田崎地区学習センターの西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがありますが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に 2 番ですが、申請地は白水簡易郵便局の北に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、自身が経営する産業廃棄物処理場に隣接する申請地に重機用車庫を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、1 番及び 2 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

高田 推進委員の高田です。去る 4 月 15 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

58 頁の 3 番ですが、次の 4 番と関連がありますので併せて報告します。申請地は第一鹿屋中学校の西に位置し、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業が施行済みであることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は共に市内の方で、申請地に 3 番は一般住宅兼貸事務所の整備を、4 番は 3 番及び奥にある宅地への通路を拡張する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 59 頁の 5 番ですが、申請地は第一鹿屋中学校の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業が施行済みであります。住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、近くにある営業所の駐車場の契約が終わることから申請地に駐車場及び資材置場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に6番ですが、申請地は下祓川簡易郵便局の北に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。以上、3番から6番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました6件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、60頁、議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 　議案第5号につきましては、60頁から61頁です。60頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は1件です。対象面積は、畑が4千463㎡です。

次の61頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、60頁の1番を堀之内委員に、報告をお願いします。

堀之内 　議席番号15番の堀之内です。去る4月14日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係かかる現地調査を行いましたので報告します。60頁をご覧ください。

今回は、農振除外の申し出が1件です。周辺図等は61頁をご覧ください。申請人は市内の法人で、申請地に建築条件付売買予定地を整備する計画です。申請地は鹿屋旭原郵便局の南西に位置し、10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。

なお、排水施設等も整備する計画であり、周辺農地のうちに悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明・報告がありました1件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、62頁、議案第6号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾崎 　議案第6号につきましては、62頁です。今回は3件です。次の1番から3番は、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、62頁の1番か

ら3番を、四元委員に、報告をお願いします。

四 元 議席番号14番の四元です。去る4月14日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。62頁の1番です。申請地は、鹿屋笠之原郵便局の西に位置し、平成12年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番です。申請地は、鹿屋市吾平総合支所の西に位置し、昭和32年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番です。申請地は、鹿屋市吾平総合支所の南に位置し、昭和38年頃から山林化しているとのことでした。周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明・報告がありました3件です。ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、63頁、議案第7号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第7号につきましては、63頁から64頁です。今回新たに、譲渡希望が63頁の1番から9番までの9件ですのでお目通し願います。なお、1番、2番は賃貸借でも可としております。次に、賃貸借希望が64頁の1番から5番までの5件ですのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。

これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。63頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番と2番を西ノ原委員と谷口委員に、3番と4番を森園委員と新地委員に、5番を村山委員と上別府委員に、6番を本田委員と福元里美委員に7番を蔵ヶ崎委員と中牧委員に、8番を田原委員と門倉委員に、9番をわたくし福元と入佐委員にお願いします。

次に、64頁、賃貸借希望の1番と2番を堀之内委員と矢野委員に、3番、4番、5番を森園委員と新地委員にお願いします。

次に、65頁、議案第8号「地籍調査事業に伴う地籍調査推進員の推薦について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 議案第 8 号につきましては、65 頁です。

提案理由としましては、令和 7 年 4 月 1 日付けで鹿屋市長から依頼がありました国土調査法に基づく地籍調査事業に伴う地籍調査推進員について、農業委員会から推薦を行うものです。任期は、令和 7 年 6 月上旬から令和 8 年 3 月 31 日までとなっています。推薦する委員については、それぞれの地区に精通している委員で、大始良町の一部は藏ヶ崎委員に、下高隈町の一部及び上高隈町の一部は徳田委員に、吾平町上名の一部は堀之内委員に、吾平町下名の一部は大園委員を推薦したいと考えております。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、地籍調査推進員として、鹿屋地区・大始良町の一部は、藏ヶ崎委員、鹿屋地区・下高隈町・上高隈町の一部は、徳田委員、吾平地区・吾平町上名の一部は、堀之内委員、吾平地区・吾平町下名の一部は、大園委員を推薦いたします。

次に、66 頁、議案第 9 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

松 元 議案第 9 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」について、ご説明します。68 頁になります。例年、この時期に議案として挙げさせているものです。総会で承認を得られれば、県農業会議に報告し、市のホームページにて公表することとなります。農業委員会の主な活動として、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進、農地法に伴う農地転用への適正な対応があります。

最初に、「Ⅰ 農業委員会の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）」について、現在の体制と農家・農地等の状況を記載していますのでお目通しください。

次の頁の「Ⅱ 最適化活動の目標」について説明いたします。

まず、「1 最適化活動の成果目標」についてですが、「(1) 農地の集積」の①の現状は集積率が 48.3%となっております。

②の目標は、県の農地の集積の目標年度が令和 12 年度で目標率が 90%となっており、今年度の目標は 50.7%と設定しております。

次に、「(2) 遊休農地の解消」につきましては、①現状では、1 号遊休農地が 374ha あり、緑区分の遊休農地が 227ha、黄区分の遊休農地が 147ha となっております。

②の目標としましては、緑区分の遊休農地の解消目標面積は 15ha としており、新規発生遊休農地の解消目標面積は 91ha としているところです。

続いて、「(3) 新規参入の促進」については、①の現状については記載しているとおりで、②の目標としては、新規参入者への貸付等については、公表する農地の面積を 32.3ha

としています。

次に「2最適化活動の活動目標」としましては、(1)の推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、一人当たりの活動日数を月10日、(2)の活動強化月間は記載の内容となっております。

以上で、「令和7年度最適化活動の目標の設定等」についての説明を終わります。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、質問等はありませんか。

(質問なし)

「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」ご異議ありませんか。

(異議なし)

「異議なし」ですので、令和7年度最適化活動の目標の設定等については原案のとおり決定いたします。

次に、69頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

尾 崎 資料69頁をご覧ください。合意解約につきましては、69頁から83頁です。

今回は30件で、これらは全て、記載のとおり農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、69頁から、83頁まで30件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第1回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

(なし)

なければ、事務局からお願いします。

局 長 それでは、5月の調査委員を申し上げます。

5月14日、水曜日、4条・5条の調査が、大園委員、細川委員でございます。

5月14日、水曜日、農振調査が、西ノ原委員、矢野委員でございます。

5月15日、木曜日、4条・5条の調査が、新原委員、新地委員でございます。

5月15日、木曜日、3条調査が、田原委員、松元委員でございます。

5月の総会は、5月23日、金曜日の9時から市役所7階大会議室となります。

私からの報告は以上です。

議 長 他にありませんか。

(なし)

議 長 ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

(なし)

なければ、これを持ちまして令和7年度第1回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)